

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる日が休日には、その翌日)

一  
名称

ジャパンエキスボウタク'97山陰・夢みなと博覧会記念宝くじ

二  
発売等の事務の委託を受けた銀行の商号及び所在地

株式会社 第一勧業銀行

東京都千代田区内幸町一丁目一一五

三  
発売の数及び総額

発売の数 二四〇、〇〇〇枚  
発売の総額 四八、〇〇〇、〇〇〇円

四  
証票金額

一枚二〇〇円

五  
証票形式

被封式 (インスタンクトくじ)

六  
発売期間

平成九年八月二十六日(火)から同年九月二十八日(日)まで

七  
当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
一等	一〇〇、〇〇〇円	六〇本
二等	一〇、〇〇〇円	三三〇本
三等	五、〇〇〇円	六六〇本
四等	一、〇〇〇円	三、三六〇本
五等	一一〇円	一二四、〇〇〇本

## 鳥取県告示第五百六十七号

当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)第四条第一項の規定に基づき当せん金付証票を次のとおり発売するので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西尾邑次

八  
注意事項

- 1 二の銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領できない。
- 2 証票は、転売できない。

## 鳥取県告示第五百六十八号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第一百三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
遠 藤 隆 三	鳥取市伏野一一六三	平成九年七月十八日

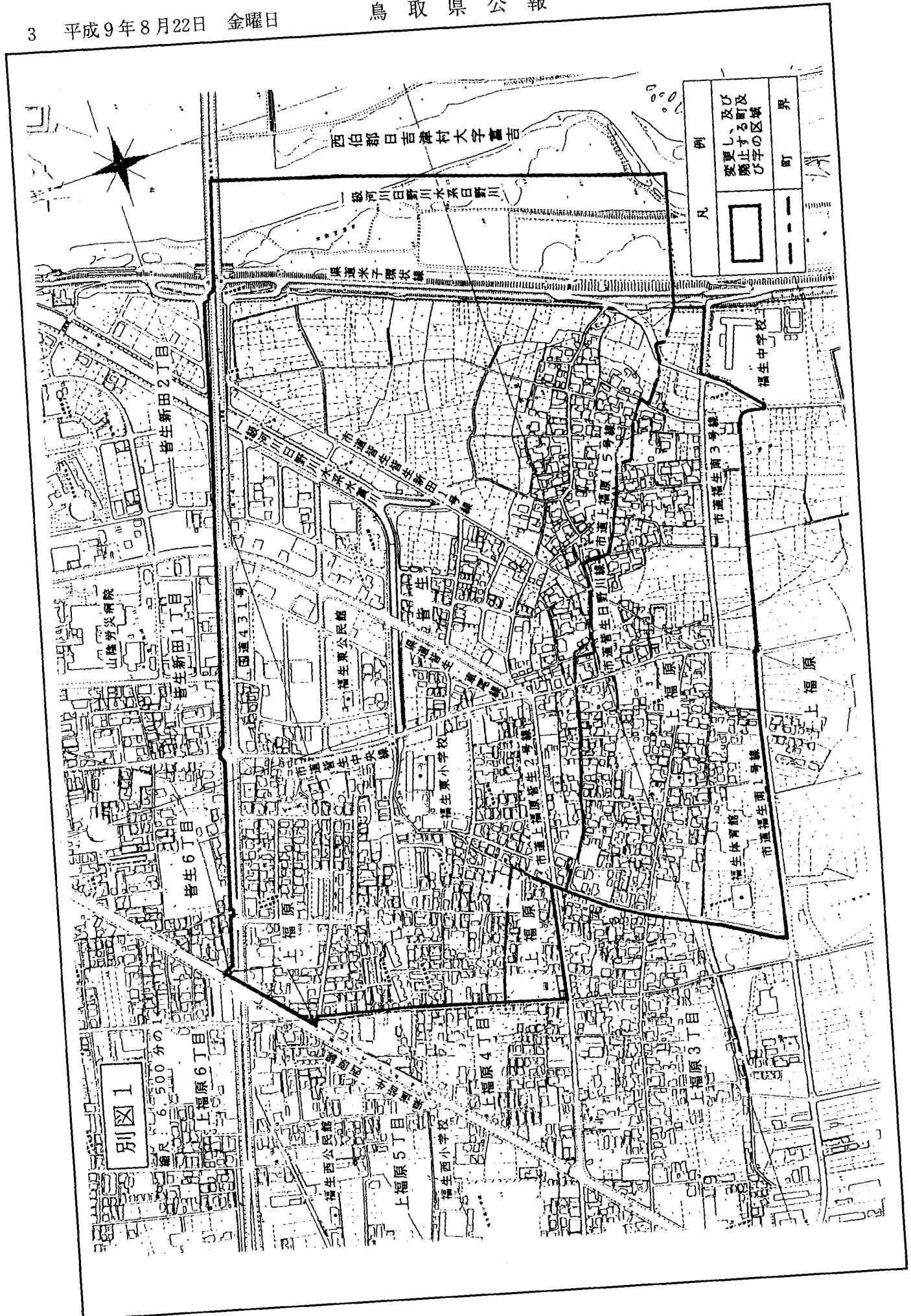
## 鳥取県告示第五百六十九号

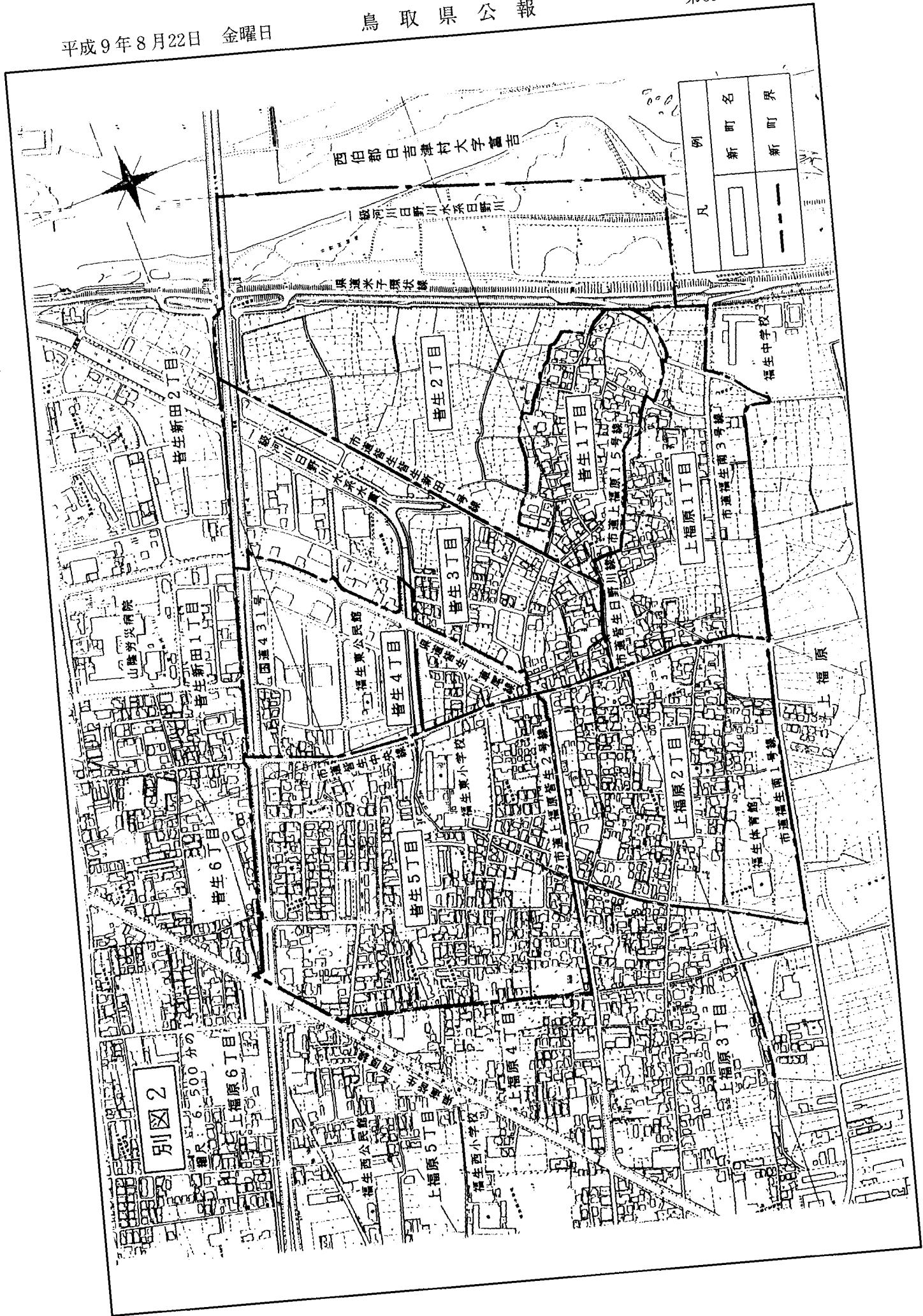
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもつて次とのおり別図二に示す町の区域を新設する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成九年十一月一日からその効力を生ずる。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次





上福原一丁目	<p>新たに画する 町の名称</p> <p>上福原字南元屋敷と上福原字南屋敷通の境界線、上福原字南元屋敷五 五九の四、五五九の六の各南筆界、上福原字南元屋敷五五九の一の西 筆界、上福原字南元屋敷と上福原字南屋敷通の境界線、上福原字西元 屋敷五三五の二の南筆界及び西筆界、上福原字西元屋敷五三五の西筆 界、上福原字西元屋敷五三四の南筆界、上福原字西元屋敷五三四の西 筆界及び、北筆界、上福原字西元屋敷五三四の二の西筆界、上福原字 西元屋敷五三三の南筆界、西筆界及び北筆界、上福原字西元屋敷五三 三の一、五三一の各西筆界、上福原字西元屋敷五三〇の一の西筆界及 び北筆界、県道皆生車尾線の東側線、市道皆生日野川線の北側線、皆 生字長谷一〇七の三の西筆界、皆生字長谷一〇六の二北筆界及び東筆 界、皆生字長谷一〇六の一、一〇五の四の各北筆界、皆生字長谷九四 の一の南筆界、皆生字下屋敷七六の六の北筆界及び西筆界、皆生字下 屋敷七六の一八、七五の二、七四の各西筆界、市道上福原一五号線の 北側線、東側線及び北側線、皆生字上川端二八の二の西筆界及び南筆 界、市道上福原一五号線の東側線及び北側線、皆生字上川端二四の二 の南筆界、皆生字上川端一の二三の西筆界、南筆界及び東筆界、皆生 字上川端一の三、一の二、一の二、一の四、二の一、三の二の各東筆 界、上福原字河端一の二の東筆界、市道福生南三号線の北側線、上福 原字豊田屋敷と上福原字河端の境界線、上福原字豊田屋敷と上福原字 上河端の境界線、上福原字豊田屋敷と上福原字前田の境界線、上福原 字元屋敷と上福原字前田の境界線、上福原字元屋敷と上福原字西ノ前 の境界線、上福原字南元屋敷と上福原字西ノ前の境界線</p>
上福原字東北濱	<p>同上の区域の境界線（平成八年十一月十一日現在の地番等による。道 路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ 直線とする。）</p> <p>上福原字南元屋敷と上福原字南屋敷通の境界線、上福原字南元屋敷五 五九の二、一三九の一の各北筆界、皆生字長谷一二六の一〇、一二六の一 の九、一三九の二の各北筆界、皆生字長谷一二六の一〇、一二六の一 二の各西筆界、皆生字長谷一二七の一の北筆界及び西筆界、県道皆生 車尾線の東側線、上福原字西元屋敷五三〇の一の北筆界及び西筆界、 上福原字西元屋敷五三一、五三三の一の各西筆界、上福原字西元屋敷 五三三の北筆界、西筆界及び南筆界、上福原字西元屋敷五三四の二の 西筆界、上福原字西元屋敷五三四の三の北筆界及び西筆界、上福原字 西元屋敷五三五の二の西筆界及び南筆界、上福原字南元屋敷と上福原 字南屋敷通の境界線、上福原字南元屋敷五五九の一の西筆界、上福原 字南元屋敷五五九の六、五五九の四の四の各南筆界、上福原字南屋敷通 六五の二の南筆界及び西筆界、市道福生南一号線の北側線</p> <p>市道皆生皆生新田一号線の東側線、皆生字東林ノ上と皆生字下屋敷の 境界線、皆生字東林ノ上四七一の一、四七〇の一、四六四、四六〇の 三、四六〇の二の各東筆界、皆生字東林ノ上四五九の一、四七五の一、 四七五の二の各南筆界、皆生字下場五四二の一、五一四の一、五一九、 五一七、五一六の一、五一六的二、五三七的二、五四一的二の各南筆 界、皆生字下場五四二的二の西筆界及び南筆界、皆生字下場五四二的 一的南筆界、皆生字下場五四二的二的西筆界及び南筆界、皆生字上場 五六四的二、五六四的一、五六二、五七八、五七九、五八九的各南筆 界、皆生字上場五八二的一的西筆界及び南筆界、皆生字上場五八三的 四、五八四的一的各南筆界、皆生字上川端一四的二的北筆界及び東筆 界、皆生字上川端一四、一三的各東筆界、皆生字上川端一的二三的東 筆界、南筆界及び西筆界、皆生字上川端一四的二的南筆界、市道上福</p>

皆生一丁目	<p>三丁目の境界線、上福原字下場と上福原二丁目の境界線、皆生字西林 ノ上と上福原二丁目の境界線、市道上福原皆生二号線の北側線、皆生 字南林ノ上一三九の二の各北筆界、皆生字南林ノ上一三九 の九、一三九の二の各北筆界、皆生字長谷一二六の一〇、一二六の一 二の各西筆界、皆生字長谷一二七の一の北筆界及び西筆界、県道皆生 車尾線の東側線、上福原字西元屋敷五三〇の一の北筆界及び西筆界、 上福原字西元屋敷五三一、五三三の一の各西筆界、上福原字西元屋敷 五三三的北筆界、西筆界及び南筆界、上福原字西元屋敷五三四的二的 西筆界、上福原字西元屋敷五三四的三的北筆界及び西筆界、上福原字 西元屋敷五三五的二的西筆界及び南筆界、上福原字南元屋敷と上福原 字南屋敷通的境界線、上福原字南元屋敷五五九的一的西筆界、上福原 字南元屋敷五五九的六、五五九的四的四的各南筆界、上福原字南屋敷通 六五的二的南筆界及び西筆界、市道福生南一号线的北側线</p> <p>市道皆生皆生新田一号线的东侧线、皆生字东林ノ上四七一的一、四七〇的一、四六四、四六〇的三、四六〇的二的各东笔界、皆生字东林ノ上四五九的一、四七五的一、四七五的二的各南笔界、皆生字下场五四二的一、五一四的一、五一九、五一七、五一六的一、五一六的二、五三七的二、五四一的二的各南笔界、皆生字下场五四二的二的西笔界及</p>
-------	--

皆生三丁目	<p>原一五号線の北側線及び東側線、皆生字上川端二八の二の南筆界及び西筆界、市道上福原一五号線の北側線、東側線及び北側線、皆生字下屋敷七四、七五の二、七六の一八の各西筆界、皆生字下屋敷七六の六の西筆界及び北筆界、皆生字長谷九四の一の南筆界、皆生字長谷一〇五の四、一〇六の一の各北筆界</p> <p>市道皆生皆生新田一号線の東側線、皆生字上沖林八三九の八の西筆界、皆生字東雁座一一二三の二の西筆界及び北筆界、皆生字冲河端と皆生新田二丁目の境界線、皆生字上冲林と皆生新田二丁目の境界線、皆生字下河端と皆生新田二丁目の境界線、皆生字上冲林と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字下河端と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字古屋敷と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字上場と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字上川端と上福原字河端の境界線、皆生字上川端と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字上川端三の二、二の一、一の四、一の二、一の一、一の三、一の二三、一三、一四の各東筆界、皆生字上川端一四の二の東筆界及び北筆界、皆生字上場五八四の一、五八三の四の各南筆界、皆生字上場五八二の一の南筆界及び西筆界、皆生字上場五八九、五七九、五七八、五六一、五六四の一、五六四の二の各南筆界、皆生字下場五四二の三の東筆界及び南筆界、皆生字下場五四二の一の南筆界、皆生字下場五四二の二の南筆界及び西筆界、皆生字下場五四一の一、五三七の二、五一六の一、五一六の二、五一七、五一九、五二四の一、五三四の二の各南筆界、皆生字東林ノ上四七五の二、四七五の一、四五九の一の各南筆界、皆生字東林ノ上四六〇の二、四六〇の三、四六四、四七〇の一、四七一の一の各東筆界、皆生字東林ノ上と皆生字下屋敷の境界線</p> <p>県道皆生車尾線の東側線、皆生字長谷一二七の二の西筆界及び北筆界、皆生字長谷一二六の二二、一二六の一〇、一二六的九、一二六の七の各西筆界、皆生字丸池三八九の二の西筆界及び北筆界、皆生字林田と</p>
皆生四丁目	<p>皆生四丁目</p> <p>市道皆生中央線の東側線、皆生字丸池三五一の一の西筆界、皆生字丸池と皆生字大池の境界線、皆生字西大池と皆生字大池の境界線、皆生字小砂池と皆生字大池の境界線、市道皆生中央線の東側線、皆生字北砂池一六一五の一の二の西筆界及び北筆界、皆生字北砂池一六一六の一、一六一六の三の各西筆界、皆生字北砂池一六一七の二の南筆界及び東筆界、皆生字大池と皆生字北砂池と皆生新田一丁目の境界線、皆生字ウドロと皆生字小バイの境界線、皆生字大池と皆生字小バイの境界線、皆生字大池二七〇九、二七二九、二七一四、二七五九の各東筆界、皆生字大池二七〇九、二七二九、二七一四、二七五九の各東筆界、皆生字大池二七四九の北筆界及び東筆界、皆生字大池二七五四の東筆界及び南筆界、皆生字林田三九八の四七の東筆界、皆生字林田と</p>
皆生五丁目	<p>皆生五丁目</p> <p>皆生字丸池の境界線、皆生字丸池三八九の二の北筆界</p> <p>上福原字北濱屋敷と上福原四丁目の境界線、皆生字南大境と上福原四丁目の境界線、皆生字北大境と上福原四丁目の境界線、皆生字冲大境と上福原四丁日の境界線、上福原字北濱開と上福原四丁日の境界線、上福原字北濱開と上福原五丁目の境界線、皆生字冲大境と上福原五丁</p>

目の境界線、上福原字北濱新田ノ堺と上福原五丁目の境界線、上福原字北濱新田ノ堺と上福原六丁目の境界線、上福原字北濱新田ノ堺と皆生六丁目の境界線、皆生字冲大境と皆生六丁目の境界線、皆生字砂池西と皆生六丁目の境界線、皆生字御建と皆生六丁目の境界線、皆生字砂池西と皆生六丁目の境界線、皆生字砂地西と皆生新田一丁目の境界線、皆生字北砂池と皆生新田一丁目の境界線、皆生字北砂池一六一七の二の東筆界及び南筆界、皆生字北砂池一六一六の三、一六一六の一の各西筆界、皆生字北砂池一六一五の一の北筆界及び西筆界、市道皆生中央線の東側線、皆生字小砂池と皆生字大池の境界線、皆生字西大池と皆生字大池の境界線、皆生字丸池と皆生字大池の境界線、皆生字丸池三五一の一の西筆界及び南筆界、市道皆生中央線の東側線、皆生字丸池三八九の二の西筆界、皆生字長谷一二六の七、一二六の九、一二六の一〇の各西筆界、皆生字南林ノ上一三九の一の北筆界及び西筆界、市道上福原皆生二号線の北側線

## 鳥取県告示第五百七十号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百七十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年九月八日から施行する。

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成八年三月十九日 鳥取県指令都計三一一第十号
- 二 工区（第二工区）に含まれる地域の名称  
鳥取市雲山字小金田及び字細田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市片原一丁目一二五  
株式会社海南開発  
代表取締役 森岡 大之郎

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在 地	指定年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町一二五〇	ヨンよなご中央	米子市中町	平成九年八月七日

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 四 次

第一号の表中「河童支店」を「内浜支店」に改め。

## 1 実施区分

区分	対象となる消防設備士の種類及び区分
消防設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士
消火器	

## 鳥取県選挙管理委員会告白

平成九年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

## 2 日時及び講習科目

区 分	月 日	時 間	講 習 科 目
鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 誠	平成九年八月二十六日（火）午後1時	9時30分から12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項
一 日 時	平成九年八月二十六日（火）午後1時	13時から17時	防火に関する他法令等に関する事項
二 場 所	鳥取市東町一丁目110 鳥取県庁選挙管理委員会	（木）まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
三 議 題	平成九年度明るい選挙推進月間等について		

区 分	月 日	時 間	講 習 科 目
消防設備	平成9年10月9日	9時30分から12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項
警報設備	平成9年10月14日（火）まで	9時30分から12時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
避難設備	平成9年10月20日（月）まで	13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
消火器		9時30分から12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項
		13時から17時まで	防火に関する他法令等に関する事項

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに筆記による効果測定を行う。

## 鳥取県公報

- 3 講習の場所  
倉吉市山根529-2 県立倉吉体育文化会館
- 4 受講申請書の受付期間  
平成9年9月19日（金）まで（郵送の場合は、平成9年9月19日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）
- 5 受講申請書の提出先  
郵便番号 680
- 6 受講申請書の添付書類等  
受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄に貼り付けること。  
なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県生活環境部消防防災課及び各消防局（本部）に備え付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたりて講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。
- 7 受講手数料及び納付方法  
受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合消印しないこと。
- 8 その他  
 (1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。  
 (2) 講習に際し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857-26-5165）又は鳥取県生活環境部消防防災課（電話0857-26-7790）に問い合わせること。